

半田市立学校施設開放要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域児童生徒の健全育成及び住民福祉の向上を図るため、小中学校の運動場及び体育館（以下「学校開放施設」という。）を地域住民が団体で使用することに関し、必要な事項を定める。

(管理責任)

第2条 学校開放施設の開放にかかる管理責任は、半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に帰属するものとする。

2 この要綱の実施に関して学校開放施設の開放を行う小中学校の長（以下「学校長」という。）は、一切責任を負わないものとする。

(学校開放施設及び開放日等の指定)

第3条 開放の対象となる学校開放施設は、半田市立学校設置条例（昭和39年半田市条例第35号）第2条に規定する小学校及び中学校（ならわ学園分校を除く。以下「学校」という。）の運動場及び体育館とし、開放日時は、学校の教育活動に支障のない範囲で半田市学校体育施設開放規則（昭和62年半田市教育委員会規則第3号）の規定により開放する時間帯とする。

(使用者の範囲)

第4条 この要綱に定める目的で使用することができるものは、半田市内に在住、在勤又は在学する者で構成され、責任者として成人を含む団体（ただし、半田市学校体育施設開放規則第6条第3項の登録団体は除く。）とする。

(使用の手続き及び許可)

第5条 学校開放施設を使用するときは、学校開放施設使用許可申請書（様式第1）を使用する日の3週間前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、申請書を受理し、内容を審査して適当と認めた場合は、速やかに申請者に対して、学校開放施設使用許可書（様式第2）を交付しなければならない。ただし、許可後、学校の教育活動上又は教育委員会が行政活動の上で開放をすることが困難と判断したときは、使用許可を取り消すことができる。

(使用料)

第6条 学校開放施設を使用するものは、半田市使用料条例（昭和39年半田市

条例第1号)による使用料を納入しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 学校開放施設の使用に関し、使用者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に使用者から学校へ連絡し、鍵の受渡し等の打ち合わせを済ませること。
- (2) 使用許可以外の目的で使用しないこと。
- (3) 使用時間を厳守するとともに許可された施設以外に立ち入らないこと。
- (4) 学校敷地内での飲酒及び喫煙は行わないこと。
- (5) 火災予防に努めること。
- (6) 使用の際、責任者が管理指導について責任を負うこと。
- (7) 車両は指定された駐車場以外には乗り入れないこと及び施設周辺の道路に路上駐車をしないこと。
- (8) 使用後は清掃を行い、ごみは持ち帰るとともに、体育館を使用した場合は電気及び冷暖房設備の電源を切り、施錠すること。
- (9) 危険防止及び事故防止に努めること。
- (10) 体育館には土足で上がらないこと。
- (11) その他教育委員会又は学校長が指示したこと。

(事故後の処理)

第8条 使用責任者は、学校開放施設の施設使用中に事故が発生したときは、速やかに学校長を経由して又は直接教育委員会に報告しなければならない。

(使用の禁止)

第9条 次の各号に掲げる目的で使用する場合は、その使用を認めないものとする。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用並びにその他宗教的活動のための使用
- (3) もっぱら営利を目的とするための使用
- (4) 使用許可を受けた条件に逸脱する場合の使用
- (5) その他教育委員会又は学校長が不相当と判断するもの

(使用の中止)

第10条 教育委員会は、使用団体が指示に従わない場合は、その使用の中止を命ずることができる。

(使用者の弁償責任)

第11条 使用者は、学校開放施設等の、施設、設備を故意又は過失によりき損若しくは亡失したときは、弁償の責めを負うものとする。ただし、市長が損害を弁償させることが適当でないと認めたときは、この限りではない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。